

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 特別減税の追加は8月実施

Q：私はサラリーマンです。所得税や住民税の特別減税が追加で行われるそうですが、減税額はいくらでしょうか。

A：所得税は本人2万円、配偶者・扶養家族1万円、住民税は本人9千円、配偶者・扶養家族4千5百円です。

### 【解説】

政府はこのほど、過去最大の総合経済対策を決定しましたが、そのなかで4兆円の特別減税を実施することを打ち出しました。特別減税4兆円の内訳は、平成10年分の追加減税2兆円、11年分の継続減税2兆円となっています。

給与所得者の場合、今年2月に給料にかかる源泉徴収税額から特別減税額が控除されていますが、さらに8月に2月の規模を上回る特別減税が、前回と同じ定額控除方式で実施されます。具体的な減税額は、本人が所得税2万円、住民税9千円、配偶者・扶養家族が所得税1万円、住民税4千5百円となっています。

2月実施分と追加分を合わせると、平成10年分の特別減税額は、夫婦・子供2人の標準世帯で、所得税・住民税を合わせて13万7千5百円になります。

この追加減税の実施時期は、減税の関連法案が5月に成立する前提で8月の給与に係る税額から控除される見込みです。

